

平成30年2月15日

大臣官房官庁営繕部

## 大臣官房官庁営繕部有資格業者に対する指名停止措置について

大臣官房官庁営繕部は、本日、株式会社大勝（法人番号 5020001023679）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

### 【問合わせ先】

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課

課長補佐 櫻井 義則

契約第二係長 金井 宏行

TEL 03-5253-8111（内線23154・23155）

TEL 03-5253-8231（夜間直通）

FAX 03-5253-1541

## 指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	法人番号	住所
株式会社大勝	5020001023679	神奈川県横浜市西区平沼1-3-13

2 指名停止措置期間：平成30年2月15日～平成30年2月28日（2週間）

## 3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事及び物品役務等

## 4 事実概要

上記事業者は、第三管区海上保安本部から受注した「小笠原モニタ局施設撤去工事」において、平成26年10月22日、建物の解体作業中に車両系建設機械(ブレーカ)が転倒し、労働者が車両系建設機械と地面の間に挟まれ死亡した際、工事現場が傾斜地であったにも関わらず、誘導員等を配置するなど、危険を防止するための必要な措置を講じなかったとして、労働安全衛生法違反の罪で平成29年10月4日に、同法人及び現場代理人に対して東京簡易裁判所より略式命令を受けた。

## 5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第1第8号

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内